

機械設備工事特記仕様書

(R.2.4改訂)

I. 工事概要

- 1. 工事場所 福井県永平寺町松岡兼定島4-1-1
2. 建物概要

Table with columns: 種名称, 構造, 階数, 延べ面積 (m2), 消防法施行令別表第一, 建築基準法別表第一の用途, 備考

3. 工事種目 (●印を付けたものを適用し、各一式とする)

Table with columns: 種別および屋外, 適用区分 (A, B, C, D), 屋外

- 4. 別契約の関連工事
○建築関係工事 ○電気関係工事 ○給排水関係工事 ○空調関係工事
○その他工事

5. 工期

別に示す公告等による。(但し、下記に指定する部分の工事については令和 年 月 日完成) 指定部分

II. 工事仕様

1. 共通仕様

- 1) 現場説明書、特記仕様書、設計図面に記載がない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の仕様書による。
2) 工事種目電気設備工事および建築工事を含む場合、その仕様は当該図面による。
3) 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン(総合版)」(福井県土木部)による。

2. 特記仕様

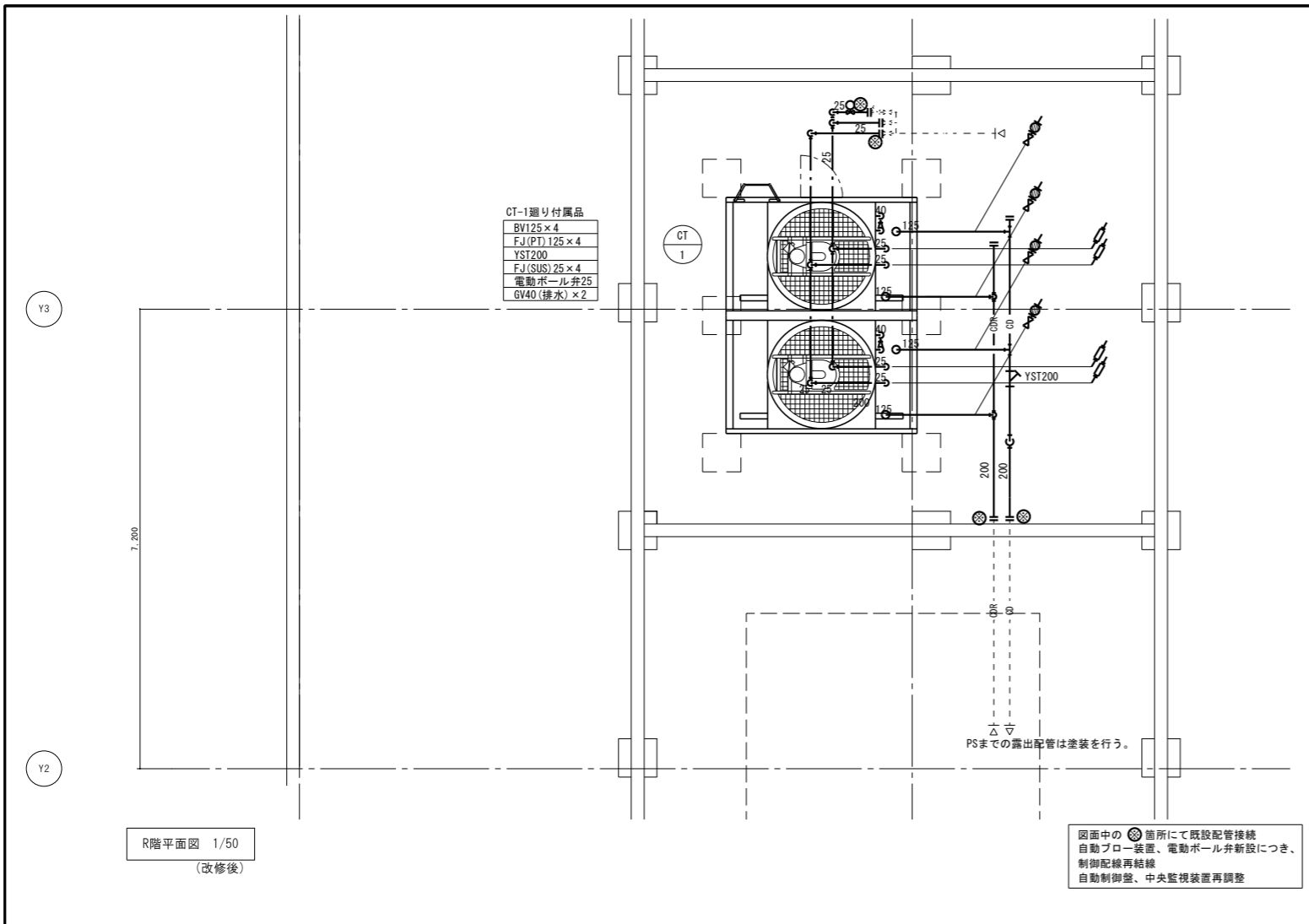
- 1) 項目および特記事項は、●印のついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は※印を適用する。

Table with columns: 項目, 特記事項

Main specification table with multiple rows and columns detailing material selection, equipment, and safety standards.

Table detailing disposal methods, reuse of materials, and handling of waste materials.

Table detailing completion time, drawings, and seismic safety requirements.

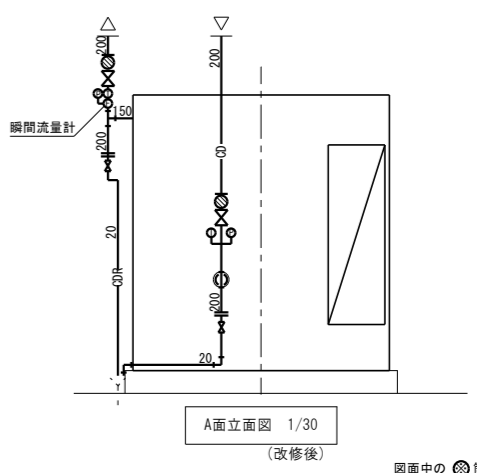
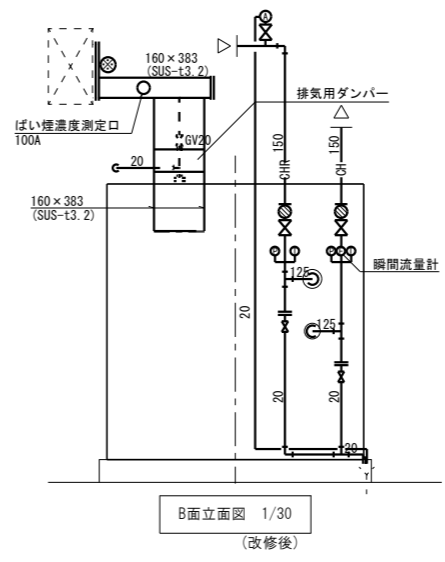


凡例(新設)

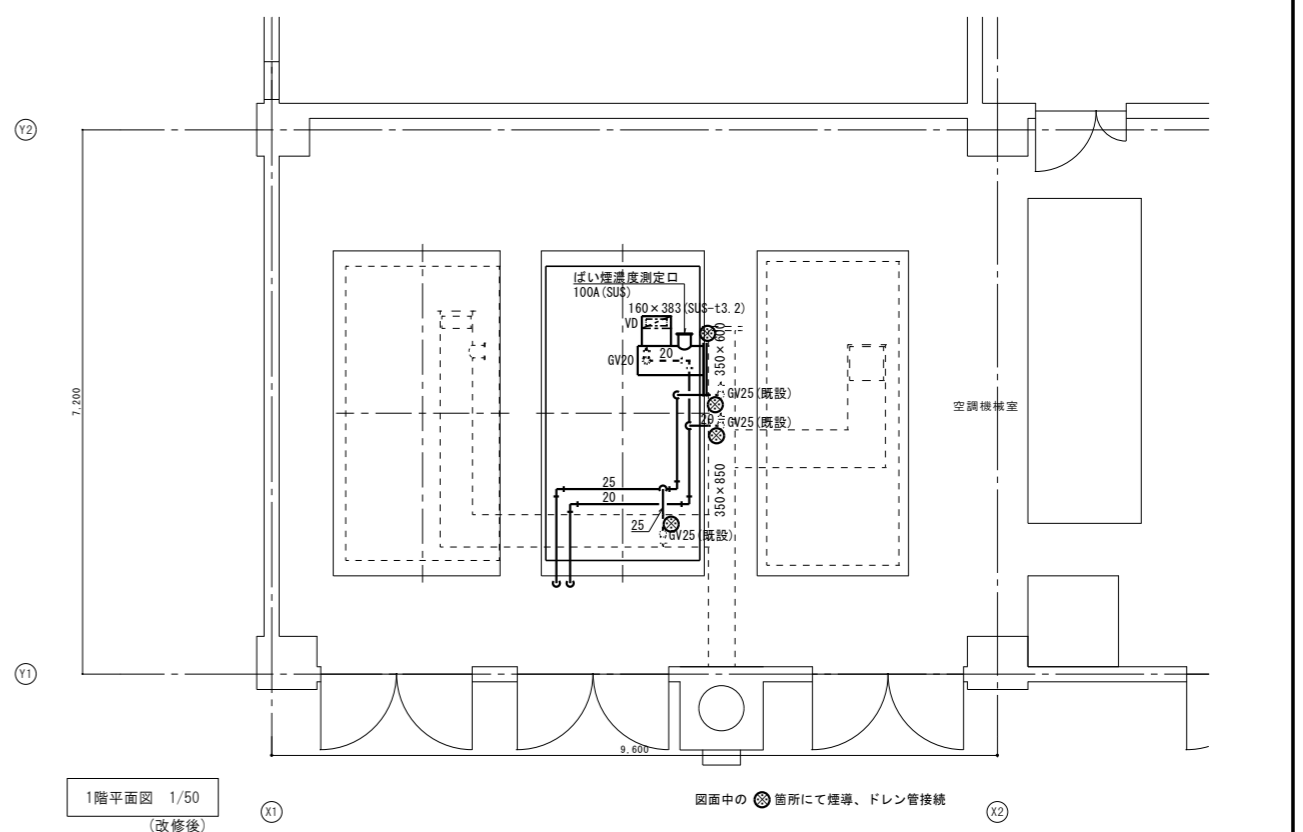
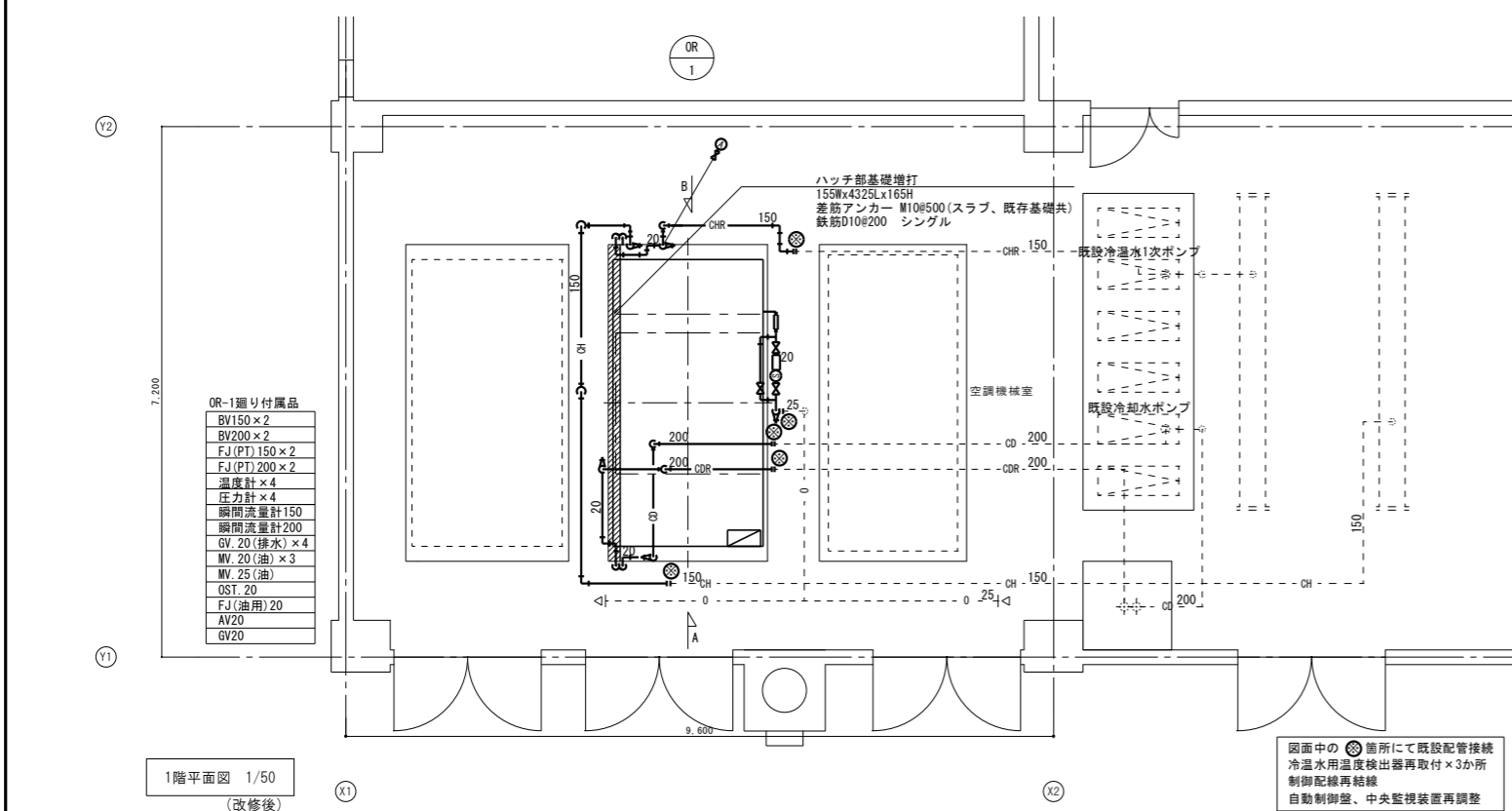
記号	名称	仕様
— CH/CHR —	冷温水管	SGP(白)溶接配管
— CD/CDR —	冷却水管	SGP(白)溶接配管
— O —	油配管	SGP(黒)
⊗	バルブ	JISSK

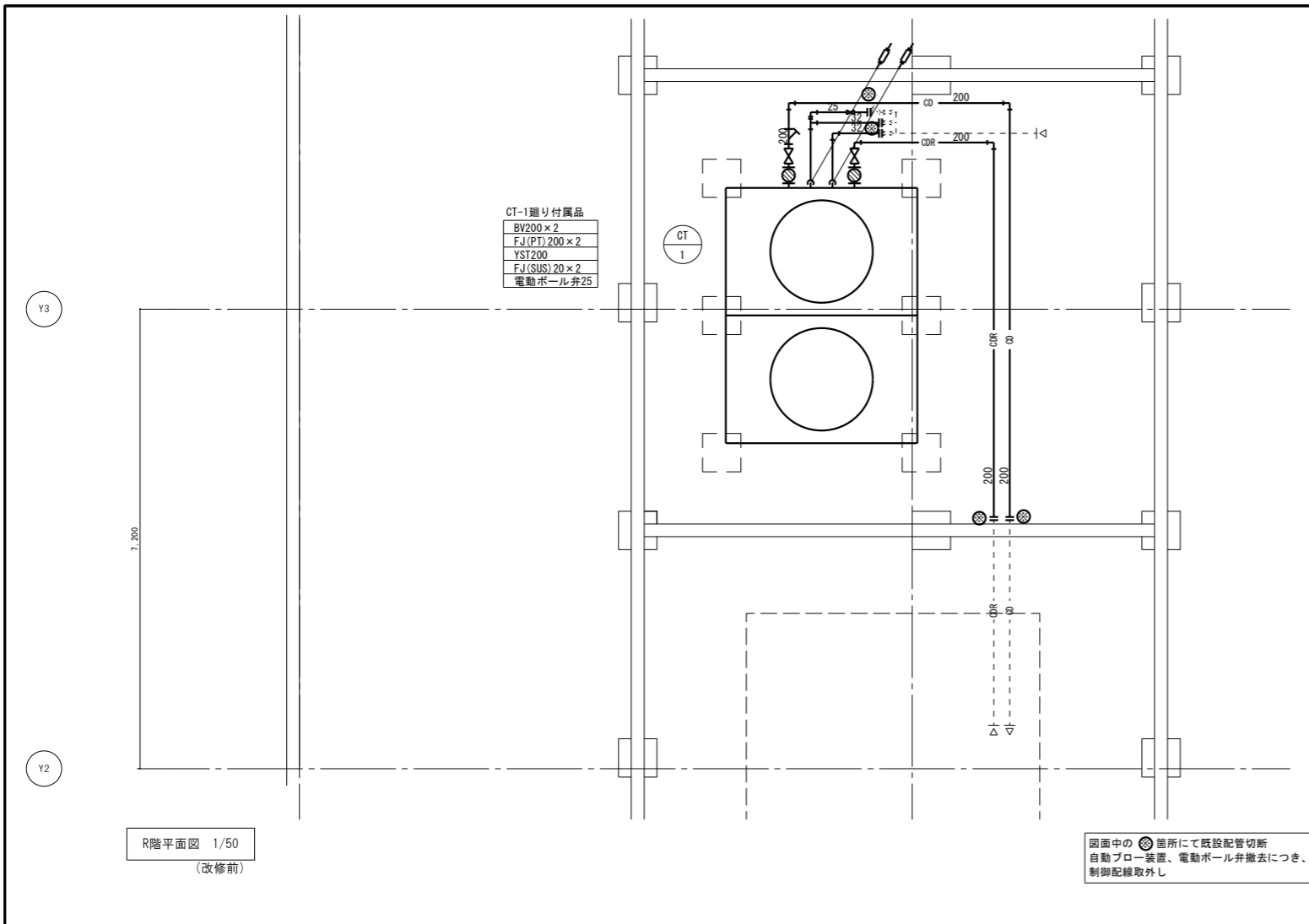
空調設備機器一覧表 (新設) ※ 機器への電気配線結線、制御線結線は本工事

記号	機器名称	機器仕様・付属品	参考品番	台数
OR 1	油焚吸収式 冷温水発生機	二重効用 高効率 公共建築標準仕様 二分割搬入	NEA-180FN6A	1
		冷房能力 633kw 暖房能力 580kw		
		燃料消費量: (冷房時) 45.9L/h (暖房時) 58.3L/h	A重油	
		電動機出力: 5.6kw	3φ200V	
		冷温水流量: 108.9m ³ /h		
		冷水: 入口温度12.0°C 出口温度: 7.0°C 温水: 入口温度55.4°C 出口温度: 60.0°C		
	感震スイッチ・防振パット・全自動抽気装置 油流量計(直読・屋内型・ストレナー付)			
CT 1	冷却塔	角形超低騒音形(二重効用)	SDW-U180ASSDT	1
		冷却能力 180RT		
		送風機出力: 3.7kw×2	3φ200V	
		循環水量: 3000.0L/min		
		冷却水: 入口温度37.2°C 出口温度: 32.0°C		
	自動ブロー装置			



図面中の⊙箇所にて既設配管接続





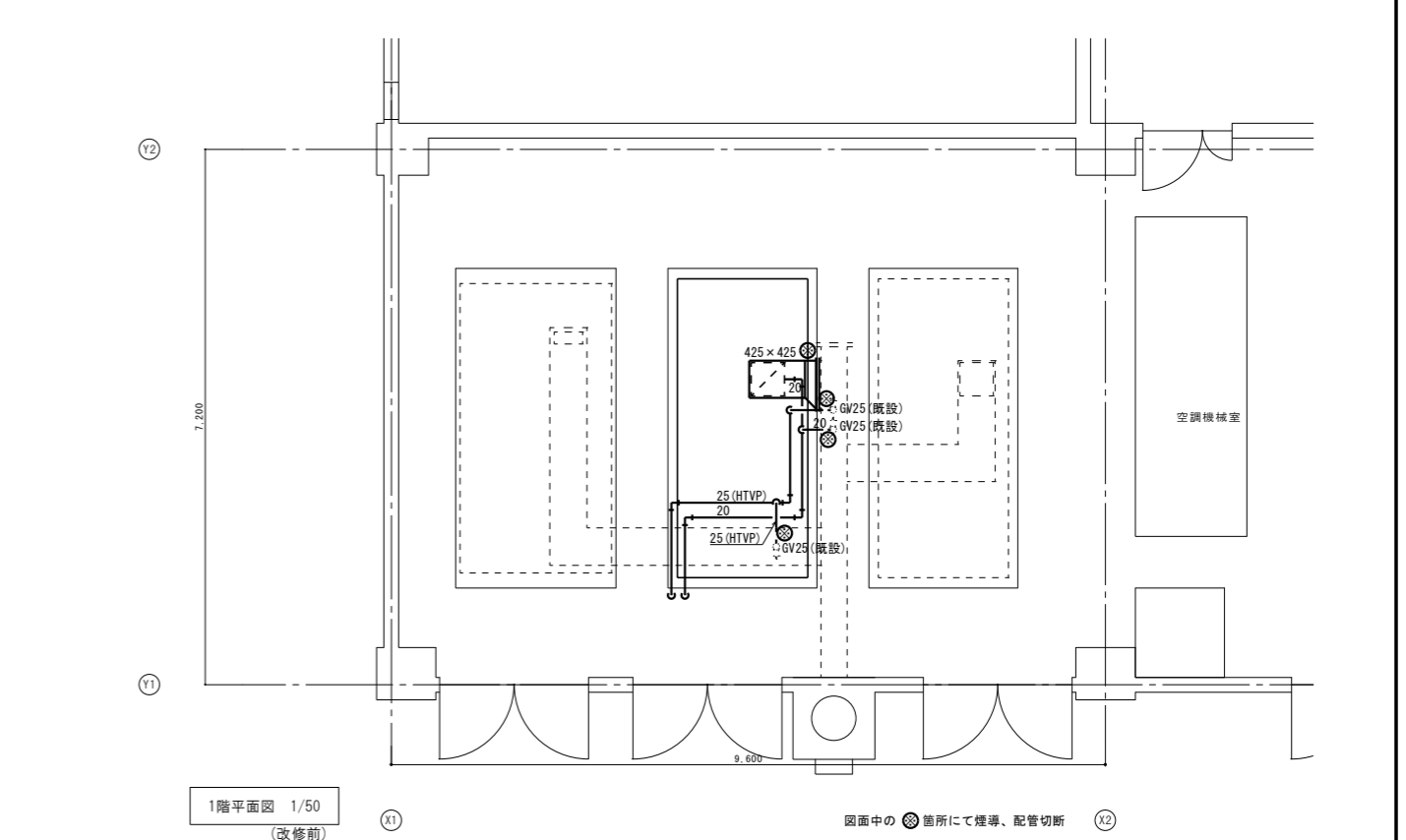
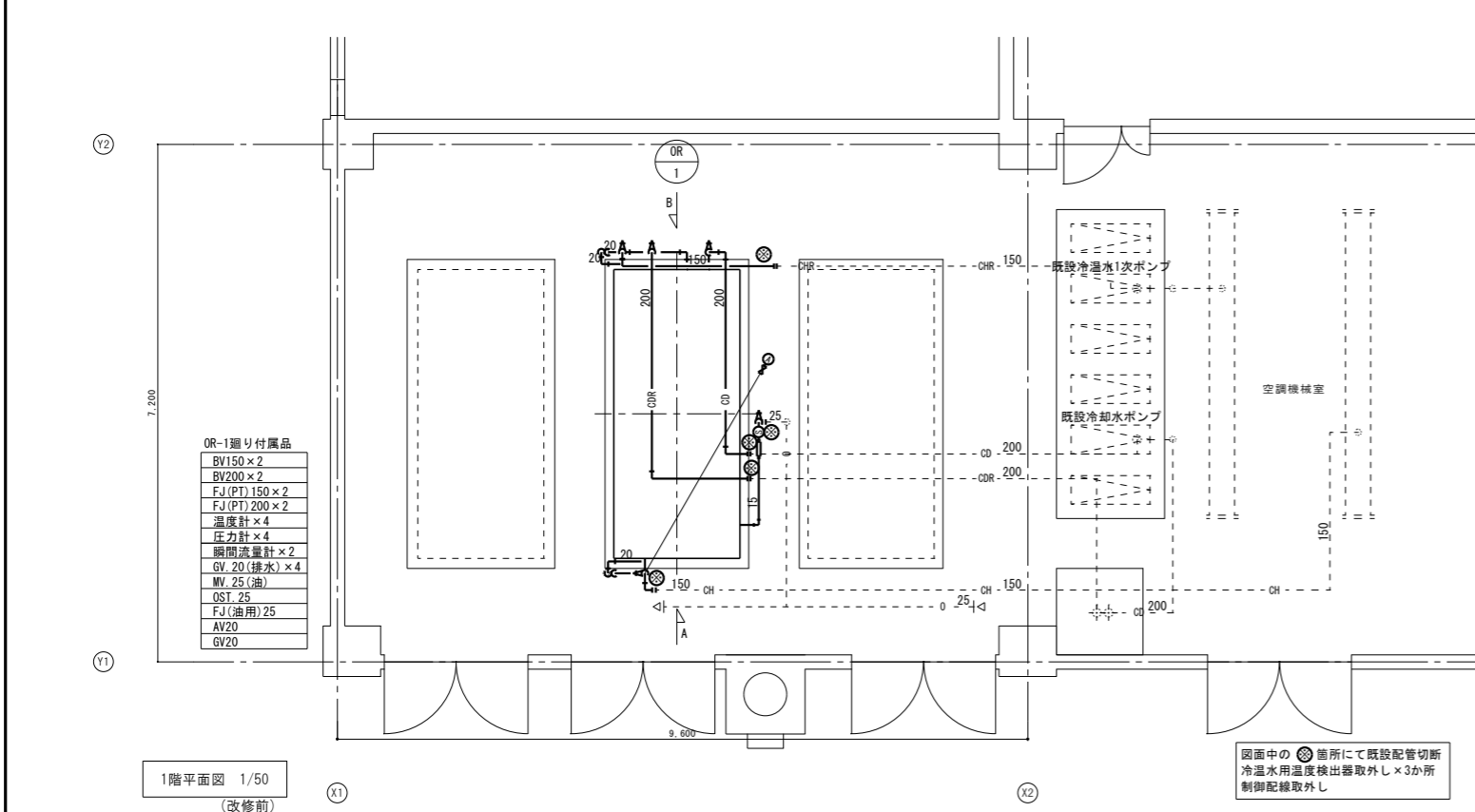
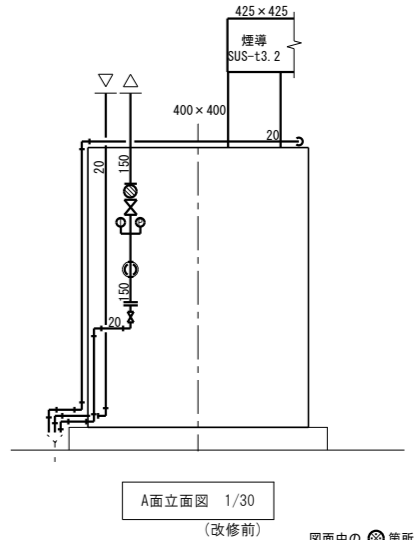
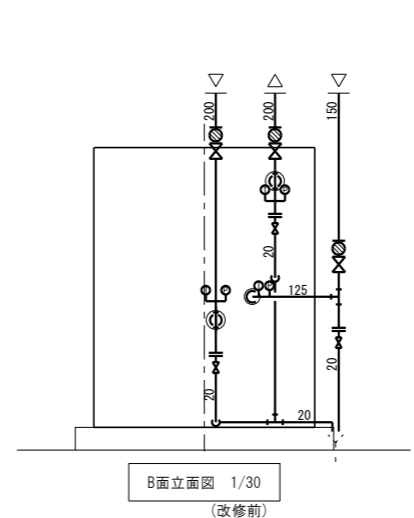
凡例(新設)

記号	名称	仕様
— CH/CHR —	冷温水管	SGP(白)溶接配管
— CD/CDR —	冷却水管	SGP(白)溶接配管
— O —	油配管	SGP(黒)
⊕ ⊖	バルブ	JISSK

※既設配管・既設状況の綿密な調査を実施の上、
撤出・搬入工程の詳細計画を行ない、承諾後の施工とする。
実線太配管・機器は撤去、細破線は既存のままとする。

空調設備機器一覧表 (撤去) ※ 機器への電気配線抜線、制御線は本工事

記号	機器名称	機器仕様・付属品	参考品番	台数
OR 1	油焚吸収式 冷温水発生機	二重効用	ALA-180A	1
		冷房能力 180RT	暖房能力 49900kcal/h	
		燃料消費量：(冷房時) 55.6L/h	(暖房時) 59.6L/h	A重油
		電動機出力：4.95kw	3φ200V	
		冷温水流量：109.0m ³ /h		
CT 1	冷却塔	角形超低騒音形(二重効用)	SKB-180GS	1
		冷却能力 180RT		
		送風機出力：3.7kw×2	3φ200V	
		循環水量：3000.0L/min		
	冷水：入口温度12.0℃ 出口温度：7.0℃			
	温水：入口温度55.4℃ 出口温度：60.0℃			



電気設備工事特記仕様書						(R 2.4改訂)																																																																																																																																																			
I. 工事概要 1. 工事場所 <u>吉田郡永平寺町松岡定島4-1-1</u> 2. 建物概要 <table border="1"> <tr> <th>棟名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>延べ面積 (m²)</th> <th>消防法施行令別表第一</th> <th>建築基準法別表第一の用途</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>A: エネルギーセンター</td> <td>RC造</td> <td>1階</td> <td>580.21</td> <td>7項</td> <td>学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B:</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C:</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D:</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						棟名称	構造	階数	延べ面積 (m ²)	消防法施行令別表第一	建築基準法別表第一の用途	備考	A: エネルギーセンター	RC造	1階	580.21	7項	学校		B:							C:							D:																																																																																																																							
棟名称	構造	階数	延べ面積 (m ²)	消防法施行令別表第一	建築基準法別表第一の用途	備考																																																																																																																																																			
A: エネルギーセンター	RC造	1階	580.21	7項	学校																																																																																																																																																				
B:																																																																																																																																																									
C:																																																																																																																																																									
D:																																																																																																																																																									
3. 工事種目 (●印を付けたものを適用し、各一式とする) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">棟別および屋外 工事種目</th> <th colspan="4">適用区分</th> <th rowspan="2">屋外</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> <tr> <td>電灯設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>動力設備</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>電熱設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>雷保護設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>受変電設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>電力貯蔵設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>発電設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>構内情報通信網設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>構内交換設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>情報表示設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>映像・音響設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>拡声設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>誘導支援設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>テレビ共同受信設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>テレビ電波障害防除設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>監視カメラ設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>駐車場管理設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防犯・入退室管理設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>火災感知設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中央監視制御設備</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>撤去工事</td> <td>●</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>構内配電線路</td> <td colspan="4">(外灯設備も含む)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>構内通信線路</td> <td colspan="4"></td> <td>○</td> </tr> </table>						棟別および屋外 工事種目	適用区分				屋外	A	B	C	D	電灯設備	○	○	○	○	○	動力設備	●	○	○	○	○	電熱設備	○	○	○	○	○	雷保護設備	○	○	○	○	○	受変電設備	○	○	○	○	○	電力貯蔵設備	○	○	○	○	○	発電設備	○	○	○	○	○	構内情報通信網設備	○	○	○	○	○	構内交換設備	○	○	○	○	○	情報表示設備	○	○	○	○	○	映像・音響設備	○	○	○	○	○	拡声設備	○	○	○	○	○	誘導支援設備	○	○	○	○	○	テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○	テレビ電波障害防除設備	○	○	○	○	○	監視カメラ設備	○	○	○	○	○	駐車場管理設備	○	○	○	○	○	防犯・入退室管理設備	○	○	○	○	○	火災感知設備	○	○	○	○	○	中央監視制御設備	○	○	○	○	○	撤去工事	●	○	○	○	○	構内配電線路	(外灯設備も含む)				○	構内通信線路					○
棟別および屋外 工事種目	適用区分				屋外																																																																																																																																																				
	A	B	C	D																																																																																																																																																					
電灯設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																				
動力設備	●	○	○	○	○																																																																																																																																																				
電熱設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																				
雷保護設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																				
受変電設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																				
電力貯蔵設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																				
発電設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																				
構内情報通信網設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																				
構内交換設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																				
情報表示設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																				
映像・音響設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																				
拡声設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																				
誘導支援設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																				
テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																				
テレビ電波障害防除設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																				
監視カメラ設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																				
駐車場管理設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																				
防犯・入退室管理設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																				
火災感知設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																				
中央監視制御設備	○	○	○	○	○																																																																																																																																																				
撤去工事	●	○	○	○	○																																																																																																																																																				
構内配電線路	(外灯設備も含む)				○																																																																																																																																																				
構内通信線路					○																																																																																																																																																				
4. 別契約の関連工事 <input type="checkbox"/> 建築関係工事 <input type="checkbox"/> 電気関係工事 <input type="checkbox"/> 給排水関係工事 <input type="checkbox"/> 空調関係工事 <input type="checkbox"/> その他工事 ()																																																																																																																																																									
5. 工期 別に示す公告等による。(但し、下記に指定する部分の工事については令和 年 月 日(完成)指定部分())																																																																																																																																																									
II. 工事仕様 1. 共通仕様 1) 現場説明書、特記仕様書、設計図面に記載がない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部の仕様書等による。「公共建築工事標準仕様書(電気設備工編)(平成31年版)」(以下、「標準仕様書」という。) 「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工編)(平成31年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。) 「公共建築改修工事標準図(電気設備工編)(平成31年版)」(以下、「標準図」という。) 2) 工事種目に機械設備工事および建築工事を含む場合、その仕様は当該図面による。 3) 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン(総合版)」(福井県土木部)による。																																																																																																																																																									
2. 特記仕様 1) 項目および特記事項は、●印のついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は※印を適用する。																																																																																																																																																									
章	項目	特記事項																																																																																																																																																							
一般事項	●施工条件	現場説明書による。																																																																																																																																																							
	●事務処理	福井県営繕工事監督事務処理要領による。																																																																																																																																																							
	○近接工事の隣接費等の調整について	密接に関係のある同一工事区内の追加工事(同一工種とは限らない)を現工事と同一施工業者が落札した場合は、両工事を合算したもので落札後調整を行う。																																																																																																																																																							
	●施工計画書	標準仕様書第1編1.2.2)により施工計画書を作成し、監督職員に提出する。																																																																																																																																																							
	●施工体制の確保	建設業法によるほか、下記により工事現場における適正な施工体制の確保を図る。 (1) 提出書類 1 施工体制台帳および施工体系図の写し 2 工事担当技術者台帳の写し 監視技術者および主任技術者(下請負を含む)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載し、施工体制台帳または施工計画書に添付する。 3 工事元請・下請関係者届出書 該当なき場合はその旨を記入し提出する。 (2) 工事実績情報の登録(工事請負代金額が500万円以上の工事) 工事実績情報サービス(CORIS)に基づき、工事の受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、期限内に登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録完了後は「登録内容確認書」をただちに監督職員に提出しなければならない。 (3) 名札の着用 監視技術者および主任技術者(下請負を含む)および元請業者の専門技術者は、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、氏名、所属会社名、社印および発行年月日が記載された名札を着用する。																																																																																																																																																							
	●官公署への手続き	工事に必要な官公署等への手続きは標準仕様書第1編1.1.3又は改修標準仕様書第1編1.1.3による。官公署等への諸手続きおよび費用は受注者の負担とする。																																																																																																																																																							
	●主任技術者等の資格	別に示す公告等による。																																																																																																																																																							
	●下請負人の選定	下請負人を選定する場合には、福井県内に主たる営業所を有する者の中から選定すること。ただし、あらかじめ書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。(福井県建設工事元請下請関係適正化指針要綱第7条)																																																																																																																																																							
	●公共事業労務費調査	公共事業労務費調査の対象工事となった場合(工期経過後も同様)には、調査票の記入等について必要な協力を行う。																																																																																																																																																							
	●工事用資材の選定	工事材料や物品等の調達においては、福井県内に主たる営業所を有する者の中からの調達および県産品の活用を努める。また工事完成時に県産品使用実績報告書を監督職員に提出する。																																																																																																																																																							
●設備機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図面に規定するもの、または、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 また、設備機材等の製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとし、証明となる資料または外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 (1) 品質および性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 生産施設および品質の管理が適切に行われていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。 (5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。																																																																																																																																																								
●機材等の検査・試験	標準仕様書または改修標準仕様書による。																																																																																																																																																								
●工事検査・技術検査	監督職員の指示による。																																																																																																																																																								
○工事成績評定の対象(工事成績評定要領第2条)	※請負金額250万円以上の場合、評定する。 ○250万円未満の場合、評定しない。 ○評定しない ○応急工事 ○取壊解体工事 ○土砂運搬工事 ○規格品据付工事 ○規格品交換工事 ○部品交換工事(オーパホール含む) ○その他																																																																																																																																																								
○化学物質を放散させる建築材料等の使用制限	本工事に使用する材料等は、設計図面に規定する所要の品質および性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びステレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤が可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く)が追加されていない材料を使用する。 (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びステレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとする。ただし、該当する材料がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。 ホルムアルデヒドの放散量 該当する建築材料 規制対象外 ① JISおよびJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 第三種 ① JISおよびJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ③ 建築基準法施工令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品																																																																																																																																																								
○室内空気中の化学物質の濃度測定および確認	※24時間測定 ○()時間測定 延べ()箇所 (1) 測定対象室および各測定箇所数 ※図示 ○() (2) 測定対象物質 ※室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、ステレン、エチルベンゼン(学校の場合はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、ステレン、エチルベンゼン) 測定はパッシブ型採取機器により行う。測定条件等は、監督職員の指示による。																																																																																																																																																								
●電気工作物の種類	※事業用電気工作物 ○一般用電気工作物																																																																																																																																																								
●電気保安技術者	標準仕様書または改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。																																																																																																																																																								
●品質管理	標準仕様書第1編1.3.4または改修標準仕様書第1編1.3.4による。																																																																																																																																																								
●施工中の安全確保	施工中の安全確保および環境保全は標準仕様書第1編1.3.5および1.3.8または改修標準仕様書第1編1.3.5および1.3.9による。																																																																																																																																																								
●火気の取り扱い	改修標準仕様書第1編1.3.6による。																																																																																																																																																								
●施工調査	施工計画調査は、改修標準仕様書第1編1.5.1および第2編2.1.1による。 事前調査の内容は次による。 調査項目 改修対象建物および同建物内設備配管・配線等・屋外埋設配管等埋設物調査範囲 本工事と取り合いのある範囲および本工事の施工により影響が及ぶ範囲 調査方法 スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による ○改修範囲の既存機器絶縁線へのPCB混入の有無について調査し、監督職員に報告する。 ○型式調査 ○照明器具安定器 ○変圧器 ○高圧コンデンサ ○高圧ワット ○交流遮断器 ○絶縁油分析調査:変圧器台 高圧コンデンサ 高圧ワット台 交流遮断器台 分析は「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」により行う。 分析機関による分析費用は本工事とする。																																																																																																																																																								
○埋設物等	標準仕様書または改修標準仕様書によるほか、下記による。 施工前に当該工事に係る地中埋設物等(建物または既設コンクリート内の既設配管・配線も含む)について事前調査を行う。既設構造物の位置および既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法および試験掘方法を監督職員と協議する。																																																																																																																																																								
○非破壊調査	はつりおよび穴開け、あと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。施工場を鉄筋探査機により探査し、鉄筋・配管等の位置に墨出しを行う。放射線透過検査については、監督職員の指示による。																																																																																																																																																								
●工法等の提案	工法等の提案は、標準仕様書第1編1.5.6または改修標準仕様書第1編1.6.7による。																																																																																																																																																								
●工事用電力・水・その他	(1) 本工事に必要な工事用電力、水等の費用 ※含む ○含まない (2) 本電源受電後、引き渡しまでの電気料金 ※含む ○含まない (水道料金およびガス料金も同様とする。ただし、増設工事にあっては増加分)																																																																																																																																																								
●工事負担金等	下記の費用を()含む ※含まない ○電力引込負担金()円 ○変電所建設負担金()円 ○CATV加入料金()円																																																																																																																																																								
●現場表示板	地域住民への工事に関する情報提供のため、現場表示板を設ける。表示板には、県内間伐材を使用し、工事名称、発注者名、受注者名、連絡先等を簡明に示す。																																																																																																																																																								
●工事用仮構台	構内につくことが ※できる ○できない																																																																																																																																																								
●足場・作業構台	別契約の関係受注者が設置したものは、無償で使用できる。 ※ 本工事で設ける場合は改修標準仕様書第1編2.2.2によるほか、足場の設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式または(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場 ※A種、B種、C種、D種 ○E種(単管足場) ○F種(くさび緊結式足場) ○G種(枠組足場) 外部足場 ○A種(枠組足場) ○B種(くさび緊結式足場) ○C種(単管足場) ※D種、E種 ○F種(高所作業車) なお、単管足場、枠組足場の設置場所は図示または監督職員の指示による。																																																																																																																																																								
○仮設間仕切り	屋内に仮設間仕切りを設ける場合は、改修標準仕様書第1編2.2.3による。																																																																																																																																																								
●養生	標準仕様書第1編1.3.10または改修標準仕様書第1編第1章第7節による。 既存部分の養生 ※行う ○行わない 養生の方法 ※改修標準仕様書による() ※行わない 固定された備品、机・ロッカー等移動・復旧 ○行う 数量等() ※行わない																																																																																																																																																								
●後片付け	標準仕様書第1編1.3.11または改修標準仕様書第1編1.3.11による。 撤去を行う場合は、改修標準仕様書第1編第1章第8節によるほか、次による。 工作物撤去後の修繕は(※モルタル修繕 ○)とする。																																																																																																																																																								
●再使用機材	取外した上再使用する機材は、清掃を行い、絶縁状態を確認後に取付けるほか、改修標準仕様書第1編1.4.3による。なお照明器具等の見えがかり部分は、洗剤を使用するなどして十分に清掃を行う。																																																																																																																																																								
●発生材の処理等	(1) 標準仕様書第1編1.3.9または改修標準仕様書第1編第1章第9節による。 引き渡すもの ※なし ○あり (○金属類 ○盛類 ○電線、ケーブル ○機器類 ○) 家電リサイクル法による処分を要するもの ○なし ○あり(図示) (2) 特別管理産業廃棄物 ※無 ○有(○PCB含有機器 ○鉛蓄電池(廃酸) ○廃油 ○) (運搬および処分費は ○本工事(PCB含有機器を除く) ○別途) PCBを含有する電気機器等は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適切な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)」によるほか、PCBが流出しない保管容器に収納し、建物管理者に引渡す。 (3) 放射性物質を含むイオン化式感知器 ※無 ○有(運搬・処分費は ※本工事 ○別途) 製造業者または販売業者に回収を委託する。 (4) 六ふ化硫黄(SF6)ガス ※無 ○有(運搬・処分費は ※本工事 ○別途) ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、受変電機器に含まれるSF6ガスは、製造者又はガス回収業者に回収を委託し、再利用または再資源化する。 (5) ボード等内外装材の撤去復旧に際しては、アスベスト含有建材とみなして必要な対策を講じた上、適切に処分すること。 (6) 上記以外のものについては関係法令に従い適切に処理する。																																																																																																																																																								
○建設発生土の処分	※構外搬出適切処理(※運搬・処分費を含む ○処分地:) ○構内指示の場所に敷きならし ○構内指示の場所をたい積 ○現場説明書による																																																																																																																																																								
●環境への配慮	(1) 「排出ガス対策型建設機械指定要領」および「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省)による排出ガス対策型および低騒音型建設機械を使用する。 (2) 発生材の処理等 再資源化を図るもの ○蛍光灯ランプ、HIDランプ ○小型二次電池 ○金属類 ○建設汚泥 ○アスファルト・コンクリート塊 ○コンクリート塊 ○建設発生木材 (3) 再生資源の利用 ※再生クラッシュラン ※再生アスファルト合材 (4) 提出書類 以下の書類について、提出用ファイル(電子データ)を監督職員に提出する。 ①再生資源利用(計画・実施)書 ②再生資源利用促進(計画・実施)書																																																																																																																																																								
○グリーン購入調達記録表の提出	資材、工法、建設機械において、工事の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「福井県グリーン購入推進方針(平成13年4月27日策定)」に基づき環境資材等の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績を記録した「公共工事に係るグリーン購入調達記録表」を監督職員に提出する。																																																																																																																																																								
○情報共有システム	※利用しない (ただし、受注者より利用したい旨の申し入れがあった場合は、発注者はこれを承諾する。) ○利用する (情報共有システム運用ガイドライン(案)福井県版を基に、福井県仕様のシステムに登録し利用すること。)																																																																																																																																																								
●電子納品	(1) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品は、「電子納品の手引き(案)福井県版」(以下「要領等」という。))に基づいて行う。 (2) 成果品は「要領等」に基づいて作成した電子納品成果品を電子媒体(CD-R)で2部提出する。 (3) 電子納品成果品の提出の際には電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施したうえで提出する。 (4) 完成検査までに(公財)福井県建設技術公社に電子納品保管管理システムの登録料を支払い、完成検査終了後、正を監督職員に副を(公財)福井県建設技術公社に提出する。																																																																																																																																																								
●電子納品の対象	工事関係資料のうち電子納品の対象とする納品資料を下表に示す。 詳細については、「電子納品の手引き(案)福井県版)による。																																																																																																																																																								
	フォルダ名称	資料大分類	ファイル形式																																																																																																																																																						
	PLAN	施工計画書	PDF形式																																																																																																																																																						
	SCHEDULE	工程表	PDF形式																																																																																																																																																						
	MEET	打合せ簿	PDF形式																																																																																																																																																						
	MATERIAL	機材関係資料	PDF形式																																																																																																																																																						
	PROCESS	施工関係資料	PDF形式																																																																																																																																																						
	INSPECT	検査関係資料	PDF形式																																																																																																																																																						
	SALVAGE	発生材関係資料	PDF形式																																																																																																																																																						
	DRAWINGF	完成図	※SXF(sfc)形式および※JW-CAD形式																																																																																																																																																						
	MAINT	保全に関する資料	PDF形式																																																																																																																																																						
	OTHRs	契約関係資料	PDF形式(注1)																																																																																																																																																						
		施工図	※SXF(sfc)形式																																																																																																																																																						
		完成写真	JPEG形式(注3)																																																																																																																																																						
		工事実績情報	PDF形式																																																																																																																																																						
		工事の一時中止	PDF形式																																																																																																																																																						
		工期の変更	PDF形式																																																																																																																																																						
		文化財その他埋蔵物	PDF形式																																																																																																																																																						
		その他の資料	PDF形式																																																																																																																																																						
		(注4)	工事写真 JPEG形式(100万画素程度)																																																																																																																																																						
注1:元請・下請関係届出書、現場指示書は契約関係資料に入れる。それ以外については手引きによる。 注2:ファイル形式は上表による。これによれない場合は監督職員と協議する。 注3:完成写真は電子画像の他、[○四つ切 ○キャビネ版]のプリントを()部提出する。 注4:フォルダ構成など、「営繕工事写真撮影要領平成31年版」(国土交通大臣官房官庁営繕部)によるほか、監督職員の指示による。ただし画像データの編集はファイルのみとする。																																																																																																																																																									
●完成時の提出図書等	(1) 標準仕様書および改修標準仕様書による完成図等を作成し、監督職員に提出する。 電子納品によるほか、提出部数および作成形式等は下記のとおりとする。																																																																																																																																																								
	種類	原因	製本	備考																																																																																																																																																					
	※変更設計図	1部	—																																																																																																																																																						
	※完成図	1部	(注2)																																																																																																																																																						
	※保安に関する資料	—	2部																																																																																																																																																						
	○長期保全計画書	—	2部																																																																																																																																																						
注1:原因は施設毎に一面ホルダーに収納する。 注2:完成図白焼製本 A1版(※1部 ○部)、A3版1部を提出する。 (2) 保守点検に必要な工具類一式を、監督職員に提出する。																																																																																																																																																									
○設計図	○設計図 A1の白焼きを()部、A3の白焼きを()部製本し提出する。																																																																																																																																																								
●著作権等	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。																																																																																																																																																								
○一年点検	受注者は「県有施設一年点検実施要領」に基づき一年点検を実施し、報告書を提出する。施工上の瑕疵による不良箇所があれば改修する。																																																																																																																																																								
○耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備附設設計・施工指針2014年版」(独立行政法人 建築研究所監修)により、基礎、架台、アンカーボルトについて耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基礎施工要領は標準図(機械設備工編)(施工25~29)による。 (1) 設計用水平震度 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">○特定の施設</th> <th colspan="2">○一般の施設</th> </tr> <tr> <td></td> <td>重要機器・水槽</td> <td>一般機器・水槽</td> <td>重要機器・水槽</td> <td>一般機器・水槽</td> </tr> <tr> <td>上層階</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>屋上および塔屋</td> <td><2.0</td> <td><1.5</td> <td><1.5</td> <td><1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><1.5</td> <td><1.0</td> <td><1.0</td> <td><0.6</td> </tr> <tr> <td>1階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> <tr> <td>および地下階</td> <td><1.5</td> <td><1.0</td> <td><1.0</td> <td><0.6</td> </tr> </table> 注1 ()内の数値は防振支持の機器の場合、< >の数値は水槽類に適用する。 2 重要機器(水槽類)は、下記による。(水槽類にはオイルタンク等を含む。) ○配電盤 ○直流電源装置 ○非常用発電装置 ○交換機 ○電算用電源 ○UPS装置 ○自動火災報知設備 ○防災設備 ○監視制御装置 ○危険物貯蔵装置 ○火を使用する設備 ○避難経路上に設置する機器 ○ 3 上層階の定義は、次による。 6階建以下の場合是最上階、7~9階建の場合を上層2階、10~12階建の場合を上層3階、13階建以上の場合を上層4階 (2) 設計用鉛直震度 設計用鉛直震度は設計用水平震度の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。				設置場所	耐震安全性の分類				○特定の施設		○一般の施設			重要機器・水槽	一般機器・水槽	重要機器・水槽	一般機器・水槽	上層階	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	屋上および塔屋	<2.0	<1.5	<1.5	<1.0	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)		<1.5	<1.0	<1.0	<0.6	1階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	および地下階	<1.5	<1.0	<1.0	<0.6																																																																																																									
設置場所	耐震安全性の分類																																																																																																																																																								
	○特定の施設		○一般の施設																																																																																																																																																						
	重要機器・水槽	一般機器・水槽	重要機器・水槽	一般機器・水槽																																																																																																																																																					
上層階	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																																																																																																																					
屋上および塔屋	<2.0	<1.5	<1.5	<1.0																																																																																																																																																					
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																																																																																																																					
	<1.5	<1.0	<1.0	<0.6																																																																																																																																																					
1階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																																																																																																																					
および地下階	<1.5	<1.0	<1.0	<0.6																																																																																																																																																					
○建物への配管引込口の耐震措置	地盤変位への対応 想定沈下量 ※小規模0.2m以下 ○中規模0.6m以下 ○大規模1.0m以下																																																																																																																																																								
●あと施工アンカー	新規に作成する基礎・構造体に設備を設置する場合には、原則としてあと施工アンカーは使用してはならない。 配管、機器等の吊り下げ用アンカーには接着系アンカーを使用してはならない。施工後確認試験を行う。ただし、吊りボルト用アンカー等軽微なものは監督職員との協議により省略することができる。 試験方法 国土交通大臣官房官庁営繕部の公共建築改修工事標準仕様書(建築工編)(平成31年版)8.12.7による。 監督職員との協議による。																																																																																																																																																								
○アンカーボルトのナット用合成樹脂製キャップ	屋外設置機器のアンカーボルトのナット部分には、合成樹脂製キャップをかぶせる。																																																																																																																																																								
○適用区分	建築基準法に基づき定められた風速および地表面粗度区分 V ₀ (○30 ○32 ○34) 地表面粗度区分(○I ○II ○III ○IV) 条例により定められた積雪荷重 垂直積雪量 cm 単位荷重 N/cm ² m ²																																																																																																																																																								
○風圧力の検討	建築基準法施行令第7条に定めるところによる風圧力(耐風力)検討(計算)書を監督職員に提出する。なお、検討(計算)範囲には、それぞれの取付部分を含めるものとする。 ○受雷部システムおよび引下げ導線システム ○太陽光発電装置 ○風力発電装置 ○テレビ共同受信用アンテナおよびアンテナマスト ○																																																																																																																																																								
○防火区画貫通部等の処理	(1) 電線等が防火区画または防火上主要な間仕切りを貫通する場合には、関係法令(建築基準法施行令第112条、第114条、第129条の2(2))に従うほか、標準仕様書第2編2.1.10および2.1.11または改修標準仕様書第2編2.1.11および2.1.12により、適切な措置を行う。 (2) 大臣認定を受けた工法で施工する場合は、認定書の写しを提出し、監督職員の承諾を受けるとともに、認定工法の表示を行う。																																																																																																																																																								
○はつりおよび穴開け	はつりおよび穴開けを行う場合は、改修標準仕様書第1編第2章第1節によるものとし、既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用し、モルタル等を充てんして補修する。																																																																																																																																																								
●電線	特記なきものはEM-1Eとする。																																																																																																																																																								
●電線類	EM電線、EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハログンおよび鉛を含まない材料で構成されたものとする。																																																																																																																																																								
●機器内配線等	下記の機器内配線およびケーブルには、EM電線およびEMケーブルを使用する。 ただし、高圧主回路配線はこの限りでない。 分電盤 ○A盤 実験盤 開閉器箱 制御盤 キュービクル配電盤 直流電源装置 交流無停電電源装置(簡易型を除く)																																																																																																																																																								
●ケーブル配線	ケーブル配線の場合、接地線は原則としてケーブルの芯線数を追加して利用する。ただし、幹線は除く。原則として専用の支持材での支持とするが、改修工事等でこれによれない場合は監督職員の承諾を受ける。																																																																																																																																																								
年度別	R 3																																																																																																																																																								
3年6月	公立大学法人 福井県立大学																																																																																																																																																								
分類	第一分級 第二分級 第三分級																																																																																																																																																								
3年6月	代表取締役 松山憲雄 福井県福井市花堂東2丁目4-11																																																																																																																																																								
図面番号	E-01																																																																																																																																																								
図面名称	電気設備工事特記仕様書1																																																																																																																																																								
縮尺	A2=1:141 A3=1:200																																																																																																																																																								

●電線管 (埋込配管・露出配管)	(1) 電線管表示(19)(25)~(75)で特記なき場合は、ねじなし電線管とする。	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	
	(2) 梁の中に配管する場合は、主筋に近接して沿わせない。また、梁面より100mm以上の間隔をあけて施工する。	○照明制御装置	照明制御装置の各センサーの設定は、監督職員の指示による。	○増幅器	○自動放送はアッテネーターを bypass した回線とする。	
	(3) 最上階天井スラブ(屋上スラブ)には、原則として埋込配管を行わない。	○センサー設定器	○センサー設定器を()個 附属すること。	○スピーカー	特記なきスピーカは、(※SC6H11-V3-M)とする。	
	(4) 埋込配管は、(PF22)以下、(E31)以下とし、スラブ厚の1/4を超える外径の配管は埋込まない。	○多重伝送制御システム	多重伝送制御システムの設定は、監督職員の指示による。	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	
	(5) PF管を使用する場合は、管相互との離隔および平行する配筋との離隔は30mm以上とする。	○LED制御装置の種類	LED制御装置の種類・電圧は、標準図又はJIL5004「公共施設用照明器具」(以下、「JIL」という。)に指定のあるものを除き下記による。	○工事種類	○音声誘導装置 ○インターホン ○トイレ等呼出装置 ○受付呼出装置	
	(6) 分電盤、端子盤の2次側配線が10本以上集中する場所は、第1ボックスまで鋼製電線管で施工する。	LED灯	器具の種類 制御装置の種類 電圧(V) 調光信号線が接続された機器 Lx または Lz 回路電圧による (個別通信制御を除く) 上記以外 LN または LJ 回路電圧による LED灯はユニバーサル電圧(100~242V等)対応品でもよい。	○テレビインターホン	観機に子機カメラ角度調整機能(上下)を設ける。	
	(7) 屋外の露出配管は以下による。 ※厚鋼電線管(溶融亜鉛めっき 垂鉛付着量300g/m2以上) ○露出	○LED照明器具の規格	LED照明器具の定格消費電力等の規定が標準図とJILと異なる場合、JILの規定を準用する。	○トイレ等呼出装置	プルスイッチのひもの長さは0.2m程度とする。 握りボタンのコードの長さは1.2m程度とする。	
	(8) 屋内の露出配管は以下による。 ※ねじなし電線管 ○露出	○防水形照明器具	標準仕様書第2編 1.19.1(a)に規定する防水試験を行う。	○工事強度測定	測定チャンネルは、監督職員と協議する。	
	●電線本数・管路等	(1) 電線の収容本数は内線規程による。 (2) 分電盤2次側以降の配線、制御盤、端子盤等の制御用配線および各通信機器間の配線(幹線部分を除く)において、配線経路、電線太さ、電線本数、管径等は設備機器の機能を充分満足するように施工する。 (3) 1区間の配線の恒長が30m以上の場合、施工上必要な場合には、ジャンクションボックスを設ける。 (4) 増築予備配管の管端は外壁面から10cm程度内側に止め、キャップ等を使用して雨水の進入を防止する。 (5) 機械室等の床配管は図面上PF管等で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。 (6) 分電盤、制御盤、端子盤等の2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管路等は監督職員の承諾を受けて変更することができる。	○分電盤等	(1) 本工事の分電盤、OA盤、実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器および漏電遮断器の寸法は、JIS C 8201-2-1「低圧開閉装置および制御装置-第2-1部: 回路遮断器(配線用遮断器およびその他の遮断器)」、同付属書 JC「電灯分電盤用協約形回路遮断器」、JIS C 8201-2-2「低圧開閉装置および制御装置-第2-2部: 漏電遮断器」、同付属書 JC「電灯分電盤用協約形漏電遮断器」による。 (2) 特記なき場合、分岐に用いる2種の配線用遮断器および漏電遮断器は、1種サイズのものとする。 (3) SPD分離器(配線用遮断器)は警報点付きとする。 (4) SPD分離器は、監督職員の承諾を受けて、SPD内蔵とすることができる。 (5) OA盤の端子盤部に(※通気口 ○冷却用ファン)を設ける。	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付
	○位置ボックス等	(1) 天井隠す位置ボックスは、ケーブル配線が端となる所には設けなくてよい。 (2) 結露するおそれのある外壁に埋込む場合は、結露防止断熱カバーを取付ける。 (3) 盤類取付ボルトは必要以上に壁内に出さないようにする。また、耐震壁および外壁には盤を埋込まない。 (4) 樹脂管に配管する場合は、合成樹脂製ボックスを使用する。 (耐火仕切壁(軽金属鉄骨下地)内の場合は図面特記による)	○防水形照明器具	標準仕様書第2編 1.19.1(a)に規定する防水試験を行う。	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付
○予備配管	(1) 分電盤の予備の配線用遮断器が4個以下の場合(25)を1本、5個以上の場合(25)を2本天井内まで立上げる。 (2) 端子盤の立上がり予備配管は、50Pを超えるものについては、50P毎に(25)を1本天井内まで立上げる。 (3) ケーブルラックの防火区画貫通部に、(51)を1本以上設ける。	○フロアコンセント	○引出し形 ○飛び出し形 ○内部固定形 ○外部固定形 ○OAフロア用	○工事範囲	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	
○フラッシュプレート	※金属製(ステンレス、新金属も含む) ○樹脂製	○フロアコンセント	○引出し形 ○飛び出し形 ○内部固定形 ○外部固定形 ○OAフロア用	○工事種類	○機械管備用配管 ○防火装置 ○入退室管理制御装置	
○フロアプレート・ベース	水平高低調整式(空転防止リフティング、OAフロア一部分を除く) ※鉛金製 ○アルミ製	○分電盤等	(1) 本工事の分電盤、OA盤、実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器および漏電遮断器の寸法は、JIS C 8201-2-1「低圧開閉装置および制御装置-第2-1部: 回路遮断器(配線用遮断器およびその他の遮断器)」、同付属書 JC「電灯分電盤用協約形回路遮断器」、JIS C 8201-2-2「低圧開閉装置および制御装置-第2-2部: 漏電遮断器」、同付属書 JC「電灯分電盤用協約形漏電遮断器」による。 (2) 特記なき場合、分岐に用いる2種の配線用遮断器および漏電遮断器は、1種サイズのものとする。 (3) SPD分離器(配線用遮断器)は警報点付きとする。 (4) SPD分離器は、監督職員の承諾を受けて、SPD内蔵とすることができる。 (5) OA盤の端子盤部に(※通気口 ○冷却用ファン)を設ける。	○ガス漏れ 火災警報装置	○ガス漏れ 火災警報装置 ガスの種類 ※液化石油ガス ○都市ガス()	
○機器取付高さ	図面に特記なき場合は、表-1「機器標準取付高さ」による。	○インターロック	可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次表の値以上とする。 電動機出力(kW) 0.40 0.75 1.5 2.2 3.7 5.5 7.5 11 15 18.5 22 30 37 45 規約効率(%) 86.0 88.5 92.0 93.0 94.0 94.5 94.5 94.5 95.5 95.5 95.5 95.5 95.5 備考1 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」より算出した値とする。 2 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、1P4K、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。	○自動閉鎖装置	○防火用(DC24V 0.6A以下 電磁式またはラッチ式) ○防煙ダンパ用(別途工事 瞬時通電式または電動式DC24V 0.6A以下、遠方復帰機構(電動式)DC24V 0.7A以下) ○防煙シャッター用(別途工事 DC24V 0.6A以下 警報連動付)	
○図示寸法	盤その他機器類について図示した寸法は参考値とする。	○インバータ装置の規約効率	可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次表の値以上とする。 電動機出力(kW) 0.40 0.75 1.5 2.2 3.7 5.5 7.5 11 15 18.5 22 30 37 45 規約効率(%) 86.0 88.5 92.0 93.0 94.0 94.5 94.5 94.5 95.5 95.5 95.5 95.5 95.5 備考1 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」より算出した値とする。 2 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、1P4K、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。	○ガス漏れ 火災警報装置	○ガス漏れ 火災警報装置 ガスの種類 ※液化石油ガス ○都市ガス()	
○地中埋設配管	(1) 埋設深度は、次のとおりとする。 ※地表面(舗装がある場合は、舗装下面(路盤))から 300mm以上 ○引込管・高圧線路・車両通路等 地表面から 600mm以上 (2) 管径は200mm以下とする。 (3) 配管下端(管径-100mm)および配管上端(管頂+100mm)に砂地業(山砂類または再生材)を施したあと、根切以上の中の良質土で埋戻す。 (4) 埋設表示 標識シート(中間) ※高圧 ※低圧 ※データ回線等 埋設標 ※高圧 ○低圧 ○データ回線等	○インバータ装置の規約効率	可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次表の値以上とする。 電動機出力(kW) 0.40 0.75 1.5 2.2 3.7 5.5 7.5 11 15 18.5 22 30 37 45 規約効率(%) 86.0 88.5 92.0 93.0 94.0 94.5 94.5 94.5 95.5 95.5 95.5 95.5 95.5 備考1 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」より算出した値とする。 2 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、1P4K、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。	○自動閉鎖装置	○防火用(DC24V 0.6A以下 電磁式またはラッチ式) ○防煙ダンパ用(別途工事 瞬時通電式または電動式DC24V 0.6A以下、遠方復帰機構(電動式)DC24V 0.7A以下) ○防煙シャッター用(別途工事 DC24V 0.6A以下 警報連動付)	
○接地工事	接地埋設標は文字刻印式とする。 分電盤等の接地線は屋外にて埋設し、接地埋設表示を行う。 接地線の材料は、図面に特記なき場合は、表-2「接地極一覧表」による。	○接地工事	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○自動閉鎖装置	○防火用(DC24V 0.6A以下 電磁式またはラッチ式) ○防煙ダンパ用(別途工事 瞬時通電式または電動式DC24V 0.6A以下、遠方復帰機構(電動式)DC24V 0.7A以下) ○防煙シャッター用(別途工事 DC24V 0.6A以下 警報連動付)	
●鋼材および防錆処理	(1) 配管等の支持金物・鋼製架台・機器付属金物 ○一般部 ※SS400 ○屋外部 ※SS400(溶融亜鉛めっき(JIS H 8641) ※HDZ35 ○HDZ50 ○HDZ55) ○ステンレス鋼製(SUS 304) 屋外部のボルト、ナット材質は上記に準ずる。 (2) 屋外の盤類・開閉器箱・地絡方向継電装置箱・プルボックスまたは鋼板製プレート ※SS400(溶融亜鉛めっき(JIS H 8641) ※HDZ35 ○HDZ50 ○HDZ55) ○ステンレス鋼製(SUS 304) (3) 屋内部分で湿気、水気のある部分の鋼板製架台または鋼板製プレート ※SS400(溶融亜鉛めっき(JIS H 8641) ※HDZ35 ○HDZ50 ○HDZ55) ○ステンレス鋼製(SUS 304)	○接地工事	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○自動閉鎖装置	○防火用(DC24V 0.6A以下 電磁式またはラッチ式) ○防煙ダンパ用(別途工事 瞬時通電式または電動式DC24V 0.6A以下、遠方復帰機構(電動式)DC24V 0.7A以下) ○防煙シャッター用(別途工事 DC24V 0.6A以下 警報連動付)	
○塗装工事	図面に特記がない場合、機器および盤類は製造者の標準仕様とする。	○接地工事	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○自動閉鎖装置	○防火用(DC24V 0.6A以下 電磁式またはラッチ式) ○防煙ダンパ用(別途工事 瞬時通電式または電動式DC24V 0.6A以下、遠方復帰機構(電動式)DC24V 0.7A以下) ○防煙シャッター用(別途工事 DC24V 0.6A以下 警報連動付)	
●他工事との取り合い	表-3「工事区分表」によるほか、機器の設置位置等取り合いの検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。	○接地工事	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○自動閉鎖装置	○防火用(DC24V 0.6A以下 電磁式またはラッチ式) ○防煙ダンパ用(別途工事 瞬時通電式または電動式DC24V 0.6A以下、遠方復帰機構(電動式)DC24V 0.7A以下) ○防煙シャッター用(別途工事 DC24V 0.6A以下 警報連動付)	
●総合調整	関連工事と連携し総合調整を行う。停電・復電時の動作確認を行う。	○接地工事	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○自動閉鎖装置	○防火用(DC24V 0.6A以下 電磁式またはラッチ式) ○防煙ダンパ用(別途工事 瞬時通電式または電動式DC24V 0.6A以下、遠方復帰機構(電動式)DC24V 0.7A以下) ○防煙シャッター用(別途工事 DC24V 0.6A以下 警報連動付)	

表-1 「機器標準取付高さ」

名称	測点	取付高(mm)	名称	測点	取付高(mm)
取引用計器	地上~窓中心	1,800~2,000	壁掛形時計	床上~中心	1,500
引込開閉器	地上~中心	1,800~2,000	子時計	天井高×0.9	(上端1,900以下)
分電盤	床上~中心	1,500	壁掛形スピーカ	天井高×0.9	天井高×0.9
スイッチ	同上	1,300	壁付アッテネータ	同上	1,300
人感センサ操作スイッチ	同上	1,800~2,000	表示盤	天井高×0.9	天井高×0.9
コンセント(一般)	同上	300	壁付発信機	同上	1,300
”(和室)	同上	150	ベル・ブザー・チャイム	同上	2,300
”(台上)	台上~中心	150~200	壁付押しボタン(一般)	同上	1,300
”(土間)	床上~中心	800~1,300	外部受付用インターホン(子機)	標準図による	
”(車椅子用)	同上	900	壁付インターホン(上記以外)	床上~中心	1,300
ブラケット(一般)	同上	2,100~2,300	壁付アウトレット(一般)	同上	300
”(踊場)	同上	2,000~2,500	”(和室)	同上	150
”(鏡上)	鏡上端~中心	150	壁付押ボタン(多目的トイ)	同上	900
壁掛形制御盤	床上~中心	1,500	機器収容箱	天井下~上端	200
開閉器箱	同上	1,500	テレビ端子(一般)	床上~中心	300
操作スイッチ	同上	1,300	”(和室)	同上	150
端子盤(室内)	床上~下端	300	受信機・副受信機	床上~中心	800~1,500
集合保安器箱	天井下~上端	200	機器収容箱	同上	800~1,500
壁付アウトレット(一般)	床上~中心	300	発信機	同上	800~1,500
”(踊場)	同上	150	ベル	同上	2,300
			表示灯	同上	2,100
			液化石油ガス用検知機	床上~上端	300

注、天井高3,000mm以上の場合および機器の使用に支障がある場合は、監督職員と協議する。

表-2 「接地極一覧表」

接地の種類	記号	接地抵抗	接地極の規格・数量
○共同接地	E _{A,B,C,D}	Ω以下	E _P -0.9 x
○共同接地	E _{A,C,D}	Ω以下	E _P -0.9 x
○A種接地	E _A	10Ω以下	E _P -0.9 x
○B種接地	E _B	Ω以下	E _B (D=14, L=1500またはW=40, L=1200) x 3連-1組
○C種接地	E _C	10Ω以下	E _B (D=14, L=1500またはW=40, L=1200) x 3連-1組
○D種接地	E _D	100Ω以下	E _B (D=10, L=1000またはW=30, L=900) x 1組
○D種接地	E _D	Ω以下	E _B (D=14, L=1500またはW=40, L=1200) x 3連-1組
○高圧避雷器	E _{LH}	10Ω以下	E _B (D=14, L=1500またはW=40, L=1200) x 3連-2組
○低圧避雷器	E _{LL}	10Ω以下	E _B (D=14, L=1500またはW=40, L=1200) x 3連-2組
○避雷保護設備	E _{LA}	10Ω以下	○E _P -0.6 x 2 ○E _B (D=14, L=1500またはW=40, L=1200) x 2連-2組
○交換機用	E _E	Ω以下	E _B (D=14, L=1500またはW=40, L=1200) x 3連-1組
○通信用	E _{AL}	10Ω以下	E _B (D=14, L=1500またはW=40, L=1200) x 3連-2組
○通信用	E _{DL} およびE _{DLA}	100Ω以下	E _B (D=10, L=1000またはW=30, L=900) x 1組
○測定用	E _O		E _B (D=10, L=1000またはW=30, L=1200) x 1組

表-3 「工事区分表」

設備	工事内容	建築	電気	機械
設備基礎	屋内基礎		●	●
	屋上基礎	●		
	屋外基礎		●	●
	架台、アンカーボルト	●	●	●
設備開口部	特記した基礎	●		
	下地補強	●		
	S・SRC造梁の貫通部	補強	●	
	R/C造梁・床・壁の貫通部	補強	●	
その他	軽量鉄骨下地天井・壁の開口部	補強	●	
	貫通部・開口部の穴埋め補修	補強を要する切込み	●	●
	貫通部・開口部の引出し		●	●
	床、天井点検口		●	
その他	防油堤	オイルサービスタンクの防油堤	●	
	外部取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジ含む	●	
	雨水排水	配管、柵、蓋	●	
	汚水、雑排水	配管、柵、蓋	●	●
電気配管	別途機器等へ直接接続する配管配線		●	
	別途機器付属の制御盤以降の配管配線(接地共)		●	●
	別途機器付属の制御盤への電源供給配管配線		●	
	別途機器と専用操作スイッチの遠隔配管配線		●	●
パッケージ型空調機の2次側配管配線(接地共)			●	

